

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

この書面についてはご契約内容に際して特にご確認いただきたい事項を「契約概要」「注意喚起情報」として記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」「注意喚起情報」はご契約内容のすべてを記載したものではございません。各共済の事業規約・細則は、当生協のホームページをご参照いただくか、交運共済までお問い合わせください。

※事業規約の改正があった場合は、更新日時における改正後の契約内容・掛金で契約を更新します。

火災・地震風水害・交通災害・生命共済に 共通する項目

契約概要

◎共済商品の仕組み

交運共済の組合員・そのご家族の方について、火事、自然災害、盗難等、交通事故による死亡・入院・通院等、病気等による死亡・障害の保障を確保するために、交運共済が運営する共済事業です。共済期間は1年間です。

更新により一定年齢までもしくは組合員資格を喪失するまで継続してご契約していただくことが可能です。

◎共済期間

共済期間は7月1日～翌年6月30日の1年間です。共済期間満了後、満了する契約と同じ内容で引き続きご契約する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です（現契約の満期日までにご契約者から解約・変更など特にお申し出のない限り、また、生命共済は更新日の健康状態が告知に該当する場合であっても更新可能な年齢まで自動更新させていただきます）。

◎途中契約について

7月1日以降に契約の申込をいただいた場合は、途中契約となります。掛金額は加入時期により異なります。

注意喚起情報

◎クーリングオフについて

契約申込後、申込日を含め8営業日以内であれば、申し込んだ契約の撤回（クーリングオフ）ができます。その場合、共済事故がない限りすでに払い込みされた掛金は全額お返しいたします。

契約申込みの撤回を行う場合は、所定の書面に必要事項を記入して署名・押印のうえ提出していただきます。

◎申込書の記入について

申込書は、火災・地震風水害・交通災害・生命共済の契約を締結するもの、健康告知は健康状態をお知らせいただくものであり、ともに契約にあたって重要です。内容を被共済者とともに承認され共済契約者ご自身が記入し、内容を十分お確かめのうえ署名・押印してください。

申込日・告知日は、申込みをされた日となります。

健康告知の回答に、事実を告げずまたは事実でないことを告げたとき、契約は解除され共済金等をお支払いできないことがあります。

◎契約の成立と効力の発生について

交運共済が加入の申込みを承諾したときは、その申込日に契約が成立します。お申込みから保障の開始（契約の効力の発生）は次の通

りです。なお契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

①郵便払込、現金支払いの場合

毎年7月1日の契約更新時以前に支払いされた場合、7月1日午前0時から効力の発生となります。

7月1日以降に支払いされた場合、現金支払いは、この組合に納入された日の翌日午前0時から、郵便振替は郵便局に払い込んだ日の翌日午前0時から効力の発生となります。

②貸金控除、自動口座引落の場合

毎年7月1日の契約更新時以前に支払いされた場合、7月1日午前0時から効力の発生となります。7月1日までに貸金控除・自動口座引落ができない場合は、一定期間払込が猶予されます。

◎掛金の払込方法について

掛金お支払い方法は、①年払い、②半年払い、③月払い、の3方式です。掛金の納入は、貸金控除、郵便払込（現金）、自動口座引落のいずれかです。月払いによるお支払いは、貸金控除・自動口座引落に限らせていただきます。貸金控除は、交運共済と貸金控除（労働基準法第24条協定）の取り決めをしているJR会社等に限らせていただきます。自動口座引落は、交運共済が指定する引落日より一定期間以上前にあらかじめ引落口座を登録する必要があります。

半年払いの扱いは、次のとおりです。

- (1)現職者は、月払い以外のお支払いとなる場合（年払いも可。ただし、あらかじめ取り決めてある場合に限りです。）
- (2)退職者は自動口座引落の登録がしてあり、マイカー共済・自賠責共済以外の年間掛金額が2万円以上で、組合員が希望する場合

◎掛金払込猶予期間と契約の失効について

貸金控除・自動口座引落の猶予期間は、更新日（6月30日）の翌々月末日（8月31日）までとさせていただきます。この間に入金があれば7月1日の効力発生とします。

猶予期間内の入金が確認できない場合、契約は失効とさせていただきます。

◎契約変更について

契約期間中に、契約口数を増減するなど、契約の内容を変更することができます（生命共済を除く）。

契約変更の届出は変更届等の書面に変更内容を記入し、署名・押印のうえ提出していただきます。届出受理日の翌日もしくは消印の翌日から効力の発生となります。

契約変更により差額掛金が生じ、掛金が不足する場合は、下記の過不足金計算方法により、差額掛金を納めていただきます。また、差額掛金が返還となる場合は同様に下記の計算方法で返還金をお返しします。

◎過不足金、返還金計算方法について

契約変更に伴う過不足金、解約・消滅に伴う返還金の算出は、以下の計算方法によります。

- ・契約変更により不足金が生じる場合（変更後の契約に対して掛金追納となる場合）、契約変更が生じた効力発生日が属する月から契約満了月までの未経過共済期間に対する共済掛金の差額をお納めいただきます。
- ・契約変更により過納金、返還金が生じる場合（差額掛金をお返しする場合）、契約変更が生じた効力発生日が属する月の翌月から契約満了月までの未経過共済期間に対する共済掛金を払い戻します。
- ・解約・消滅による返還金が生じる場合、解約・消滅が生じた効力

発生日が属する月の翌月から契約満了月までの未経過共済期間に
対する共済掛金を払い戻します。

※ 既に入金された部分について差額をお返しします。

◎解約の手続きと解約の効力について

解約の届出は所定の解約届に、解約日を記入し、署名・押印の上、提出していただきます。なお、解約日は未来日に限ります。

解約の効力は、解約届の解約日、または解約届が交運共済に到着した日のいずれか遅い日の翌日午前0時からとなります。

◎契約の取消について

共済契約者の詐欺または強迫により契約が締結された場合、その契約を取消させていただきます。

◎重大事由による共済契約の解除

次の各号に該当する場合は、共済契約を将来に向かって解除いたします。

- (1) 共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき、または行おうとしたとき
 - (2) 被共済者、共済金受取人が交運共済に共済金を支払わせることを目的として共済事故を発生させたとき、または行おうとしたとき
 - (3) (1)(2)の他、交運共済の共済契約者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき
- 契約が解除となったとき、解除日を基準に未経過共済期間分の共済掛金を規定にもとづき返還します。

◎共済金のご請求について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は、支払事由の発生した日の翌日から3年間です。

◎共済金のお支払期間について

共済金のお支払いは、必要な請求書類が全て交運共済に到着してから規定に定められた期間の内にいきます。お支払いが遅れた際は、延滞利息を付けてお支払いいたします。ただし、共済金額を算出・確定するため調査等が必要な場合はこの限りではありません。

火災共済・地震風水害共済に共通する項目

契約概要

◎ご契約できる方

交運共済組合員であれば、どなたでも加入できます。

◎建物の構造(建築基準)

耐火構造(鉄筋)となる建物は以下のいずれかを満たしたものです。いずれにも該当しない場合はすべて木造の扱いとなります。

- (1) 建物の主要構造部のうち、柱・梁および床がコンクリート造りまたは鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根・小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られた建物
- (2) 外壁のすべてが、コンクリート造り(ALC版を含む)、コンクリートブロック造り、煉瓦造り、石造り、土蔵造りのいずれかのもの

◎他の火災・地震保険(共済)等に参加している場合の共済金支払い

交運共済の火災共済、地震風水害共済の他に、火災・地震保険(共済)等に参加している場合、他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額となるように調整されます。

注意喚起情報

◎契約者の通知義務について

契約者は、以下の場合必ず交運共済までご連絡ください。通知等が

ない場合、共済金をお支払いできない場合があります。

- (1) 他の火災保険、火災共済等に参加したとき
- (2) 建物の用途や構造を変更し、または増改築するとき
- (3) 共済の目的である建物を、継続して30日以上空き家もしくは無人とするとき
- (4) 共済の目的を他に移転したとき
- (5) 共済の目的が滅失・解体したとき、または譲渡したとき
- (6) 共済の目的に火災等、風水害等以外による損害が生じたとき
- (7) 共済の目的が加入できる建物または家財の範囲外となったとき
- (8) 共済の目的に居住する同居家族数が増減となる場合

◎詐欺等による契約の取り消し

共済契約者の詐欺または強迫によって共済契約が締結された場合は、当該共済契約を取り消すことができます。

◎契約変更時の注意点について

※ 火災共済に地震風水害共済が付帯されていて、火災共済の口数変更に伴い地震風水害共済の口数変更が必要な場合、地震風水害共済の口数も同時に変更しなければなりません。

火災共済特有の項目

契約概要

◎ご契約できる建物または家財

ご契約にあたっては建物・家財に区分し、建物は1棟ごと、家財は1棟の建物内に収容されている家財ごとに契約します。1棟の建物または1棟の建物内に収容されている家財についての契約者は原則1名です。ご契約できる建物、家財は次のとおりです。

※ 日本国内の建物に限ります。

- < 建物 > ① 組合員またはその配偶者が所有し、居住に使用する建物
- ② 組合員またはその配偶者が居住している建物
- ③ 組合員の親(実父母・養父母・義父母)が居住している建物。ただしいずれかの親1ヵ所に限る。
- ④ 組合員の子が居住している建物
- ⑤ 組合員と同一生計にある祖父母・兄弟姉妹が所有し、かつ居住している建物
- ※ 借家の場合は、居住面積(坪数)により契約に制限があります。
- 5坪(16.5㎡)未満: 15口まで 5坪(16.5㎡)以上: 30口まで
- ※ 独身寮の場合は、家財のみの契約となります。
- < 家財 > 組合員または親族が居住する建物内に収容されている家財
- ※ 貸家の場合は、建物のみの契約となります。

以下のものはご契約の対象となりません。

- (1) 別棟の物置、納屋、その他付属建物
- (2) 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー(決済手段に使用される通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたもの)その他これらに類する物
- (3) 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品
- (4) 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (5) 自動車(道路運送車両法第2条第2項で定めるもの)およびその付属品
- (6) 動物、植物等の生物
- (7) データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- (8) 営業目的の建物部分

(9)営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類する物
以下のものは火災等のお支払い対象となります。

・建物に付属する門、塀、垣根、その他の工作物

◎共済金のお支払いについて

共済金をお支払いする主な事故や災害は次のとおりです。

(1)火災等共済金

火災等(火災・落雷・破裂・爆発・航空機の墜落・車両の衝突・不慮の人為的災害)により共済の目的に損害が生じた場合、焼破損割合・損害の程度に応じて共済金をお支払いします。

(2)風水害等共済金

風水害等(暴風雨・突風・台風・豪雨・雪崩・降雪)により共済の目的に損害が生じた場合、損害の程度に応じて共済金をお支払いします。

※建物に付属する門、塀、垣根、その他の工作物は、風水害等共済金の支払い対象となりません。

(3)水道管凍結修理費用共済金

専用水道管または水管もしくはこれらに類するものに、凍結により損壊(パッキングのみに生じた損壊を除く。)が生じ、その損壊についての修理費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合にお支払いします。

※損害額1万円以上が対象です。

※火災等共済金が支払われる場合は対象外です。

<対象となる契約>

- ・自家・借家
- ・建物、家財の合計口数が50口以上の契約が対象です。

<共済金の額>

1回の共済事故につき、1世帯ごとに10万円を限度に、現実に自己の費用で修理を行った額とします。

(4)バルコニー等修繕費用共済金

区分所有建物の専用使用権付共用部分(バルコニー、窓ガラス等)に、火災等により損害が生じ、その損害につき共同住宅で構成される管理組合の規約にもとづく修繕費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合にお支払いします。

※損害額1万円以上が対象です。

<対象となる契約>

- ・交運共済の建築区分が耐火(鉄筋)構造の集合住宅(マンション)で自家・借家
- ・建物、家財の合計口数が50口以上の契約が対象です。

<共済金の額>

1回の共済事故につき、1世帯ごとに30万円を限度または建物の共済金額のうちいずれか小さい額を限度とします。

(5)漏水見舞費用共済金

耐火構造の集合住宅において、漏水等により第三者の所有する建物または家財に水ぬれ等の損害を与え、損害賠償を行った場合にお支払いします。

※損害額1万円以上が対象です。

<対象となる契約>

- ・交運共済の建築区分が耐火(鉄筋)構造の集合住宅(マンション)で自家・貸家・借家。
- ・自家、借家は契約者本人が居住する建物に限ります。
- ・建物、家財の合計口数が50口以上の契約が対象です。

<対象とする漏水等>

- ①給排水管の老朽化による漏水
- ②蛇口の閉め忘れによる漏水
- ③洗濯機、温水器などからの漏水
- ④ベランダの水まき、水槽の破損など、不注意による漏水

⑤灯油等の漏れ

⑥その他、交運共済が認めるもの

※火災・地震・破裂・爆発が原因による漏水等は除きます。

※マンション・団地保険などにより損害が補填された場合は対象外です。

※貸家契約で対象となるのは、借主に責任が発生せず、貸主(共済契約者等)の損害賠償となる場合です。この場合は被害者の私物(家財)のみが損害の対象となります。

※故意による漏水等は対象外です。

<共済金の額>

1回の共済事故につき、第三者(被害者)一世帯あたり15万円を限度とし、合計支払額は50万円を限度とします。

(6)付属建物等風水害共済金

建物のうち付属建物または付属工作物に、風水害等により損害が生じ、かつ、その損害の額が10万円をこえる場合にお支払いします。

<対象となる契約>

- ・自家・貸家
- ・建物、家財の合計口数が50口以上の契約が対象です。

<共済金の額>

1回の共済事故につき、1世帯ごとに2万円とします。

◎見舞金のお支払いについて

見舞金をお支払いする主な事故や災害は次のとおりです。

(1)住宅災害と共に共済契約者または家族が死亡した場合

- ①共済契約者または配偶者が死亡した場合…………… 5万円
- ②共済契約者と生計を一にする親族(上記①の者を除く)が死亡した場合…………… 3万円

(2)住宅災害が発生した場合

半焼損、半壊以上の損害が発生した場合…………… 2万円

(3)地震等(地震・津波・噴火)により共済の目的に損害が生じた場合、損害の程度に応じて見舞金をお支払いします。

※建物および家財の合計口数が50口以上の契約が対象です。

(4)風呂の空だき見舞金

- ①風呂釜のみ使用不能…………… 2万円
- ②風呂釜と浴槽が使用不能…………… 5万円

(5)火災等または、風水害等の影響で退避勧告により1ヵ月以上住居を他に移転した場合(条件あり)…………… 3万円

◎質権設定について

質権とは、共済金の請求権を質入れすることです。

交運共済は質権設定の請求に対し承認をすることができます。

質権設定の手続きは、「質権設定承認請求書」を提出していただきます。手続きの詳細に関しては、最寄りの事業本部・支所・事業部にお問い合わせください。

◎積立金

月払い契約の場合、1口あたりの月払い掛金調整額を積立金として一定期間積み立て、後日お返しいたします。

注意喚起情報

◎共済金をお支払いできない場合(免責)

- (1)共済契約者、共済の目的の所有者または共済金受取人の故意または重大な過失により生じた損害
- (2)火災等または風水害等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- (3)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事

態と認められる状態をいう。)

- (4)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
- (5)核燃料物質（使用済を含む）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
- (6)(5)以外の放射線照射または放射能汚染
- (7)(3)から(6)までの事由により発生した事故の延焼または拡大
- (8)発生原因がいかなる場合でも、(3)から(6)までの事由による事故の延焼または拡大
- (9)(3)から(6)までの事由に伴う秩序の混乱

◎契約が無効となる場合

- (1)共済の目的が「加入できる建物または家財」の範囲外るとき
 - (2)共済契約の発行日において、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について70パーセント以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき
 - (3)加入できる範囲を超過して契約したときは、その超過した部分
 - (4)共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされていたとき
- ※契約が無効となった場合、最高3年分を限度として払い込まれた掛金は、全額または一部を契約者に払い戻します。

◎契約が解除となる場合

- (1)共済契約者が契約締結時において故意または重大な過失により質問事項に事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げたとき
 - (2)共済契約者が通知義務に関して故意または重大な過失により遅滞なく当該事実を通知しなかったとき
- ※契約が解除となったとき、解除日を基準に未経過共済期間分の共済掛金を規定にもとづき返還します。
- ※火災共済の契約が解除となったときは、同時に加入している地震風水害共済の契約も解除となります。

◎解約について

共済契約者はいつでも契約を解約することができます。ただし地震風水害共済が付帯されている場合、火災共済だけ解約することはできません。火災共済を解約した場合、同時に地震風水害共済も解約となります。

解約の手続き、解約の効力については、13頁(◎解約の手続きと解約の効力について)を参照してください。

解約に際し返還金が生じた場合、規定にもとづき返還金をお返しします。

◎契約の消滅について

共済の目的に以下の事実が発生した場合、その日をもって契約は消滅となります。

- (1)共済の目的が滅失したとき
- (2)共済の目的が解体したとき
- (3)共済の目的が譲渡されたとき

※上記(1)により消滅し共済金の支払いがされていない場合、または上記(2)(3)により消滅となった場合、消滅日を基準に未経過共済期間分の共済掛金を規定にもとづき返還いたします。

※上記(1)により契約が消滅し、共済金が支払われる場合、掛金の返還はいたしません。

※火災共済の契約が消滅したときは、同時に加入している地震風水害共済の契約も消滅となります。

契約概要

◎ご契約の条件

地震風水害共済は火災共済に付帯し、建物ごと・家財ごとの契約となります。地震風水害共済単独では加入できません。なお、加入にあたり、大型タイプと標準タイプで火災共済契約との付帯条件が異なりますのでご注意ください。付帯条件は以下のとおりです。

(1)大型タイプ

火災共済契約の建物・家財、それぞれと同口数でご契約ください。

(2)標準タイプ

火災共済契約の建物・家財、それぞれの1/2口以上、同口数までの範囲でご契約してください。

※ご契約口数は偶数でお願いします。

※付帯される火災共済が共済期間の途中で契約したとき、または共済期間の満了により終了したときは地震風水害共済も同時に終了します。

◎ご契約できる建物または家財

火災共済の「◎ご契約できる建物または家財」に準じます。

なお、以下の項目は大型タイプ契約で建物口数20口以上の場合にご契約の範囲に含まれます。

(1)門、塀、垣根、その他の建物の付属工作物

(2)別棟の物置、納屋、車庫その他付属建物

◎共済金のお支払いについて

共済金額、支払限度額などはパンフレットの該当箇所をご覧ください。

(1)風水害等共済金

申込日の翌日から8日目以降の共済期間中に風水害等による損害が生じ、以下の項目に該当する場合、風水害等共済金をお支払いします。

- ①風水害等による建物の損壊(床上および床下への浸水による損壊を除く)による損害額が10万円を超える場合および、その建物が損壊を被った結果生じた、家財の損害額が10万円を超える場合
- ②共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物が風水害等による床上浸水を被った場合

※風水害等共済金の額は、火災共済および地震風水害共済より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。

※建物または家財それぞれについて損害額が10万円を超えた損壊を一部損壊といいます。損害額は建物・家財ごとに認定します。

なお、半壊以上の損害割合は建物の損害にもとづき認定します。

※損害額は基準価額で算出し、損害割合(支払ランク)を認定します。

(2)地震等共済金

地震等により共済の目的に損害が生じ、建物の損害額が100万円を超える場合、地震等共済金をお支払いします。

次の損害は、地震等による損害に含みます。

- ①地震等によって生じた火災等による損害
- ②地震等によって生じた火災等が延焼または拡大した事による損害
- ③発生原因のいかなを問わず、火災等が地震等によって延焼または拡大した事による損害

※72時間以内に生じた複数の地震等、または一連の地殻変動によって生じた複数の地震等による損害は一括して1回の事故と見なします。

※建物の損害の額が100万円を超えない場合であっても、共済の目的の家財に100万円を超える損害があった場合には一部壊として共済金をお支払いします。

※損害額は基準価額で算出し、損害割合(支払ランク)を認定します。

(3)地震等特別共済金

地震風水害共済特有の項目

地震等による建物の損害額が20万円を超え100万円以下の場合は、地震等特別共済金として、1回の事故につき1世帯あたり、契約保障タイプにより次の金額をお支払いします。ただし、建物・家財の合計加入口数が20口以上の場合に限ります。

大型タイプ：4.5万円

標準タイプ：3万円

(4) 附属建物等特別共済金

大型タイプで建物契約20口以上の場合で、以下の条件を満たす場合に限り、附属建物および附属工作物の損害に対して1世帯あたり3万円を支払います。(家財のみの契約、および借家は対象外)

① 対象となる附属建物および附属工作物は次のとおりです。門、塀、垣根、その他の建物の附属工作物、および別棟の物置、納屋、車庫その他附属建物

② 申込みの日の翌日から8日目以後の共済期間中に風水害等による損害が生じ、その損害の額が10万円を超えるとき。ただし、損害の原因となる風水害等が、申込み後に発生している場合には、附属建物等特別共済金をお支払いします。

③ 共済期間中に地震等により損害が生じ、その損害額が20万円を超えるとき

(5) 盗難共済金

盗難により共済の目的に損害が生じ、所轄警察署に被害の届出をした場合、以下の項目について盗難共済金をお支払いします。

① 共済の目的について生じた盗取、損傷、汚損による損害

② 共済の目的である家財のうち、一時的に持ち出した家財が、日本国内の他の建物内で起きた盗取、損傷、汚損による損害

③ 1万円以上の通貨の盗難による損害

④ 預貯金証書の盗難による損害、ただし次の事実があったときに限る

a. 盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届出をしたこと

b. 預貯金が引き出されていたこと

※ 通貨・預貯金証書については、共済の目的を収容する建物内より盗難にあった場合が対象となります。通貨・預貯金証書の盗難共済金は実際の損害額、またはそれぞれの支払限度額のいずれか低い額となります。

※ 家財、通貨・預貯金証書の損害は家財契約がある場合に対象となります。

※ 建物のき損・汚損については建物契約がある場合に対象となります。

(6) 傷害費用共済金

共済の目的または共済の目的である家財を収容する建物において、火災等または盗難が発生した場合、または風水害等、地震等による事故が発生し共済金が支払われる場合、契約者または契約者と生計を一にする親族が当該事故による傷害を受け、その日から180日以内に死亡または「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態になった場合には、その障害の程度に応じて傷害費用共済金をお支払いします。傷害費用共済金を支払う場合、既に存在していた障害もしくは傷病の影響により、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響により傷害が重大となったときは、影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して傷害費用共済金をお支払いします。

◎ 共済金が削減される場合

地震風水害共済は、全国交運共済生協・全労済・電通共済生協・教職員共済(以下「自然災害共済実施生協」という)が共同で実施するものです。1回の風水害等または地震等による実施生協全体の所定の支払共済金総額が、実施生協が風水害等および地震等ごとにあらかじめ定めた、次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金を以下の算式により計算した金額に削減します。

$$\text{お支払いする共済金} = \frac{\text{所定の支払共済金の額}}{\text{総支払限度額(下記のAまたはイ)}} \times \text{実施生協全体の所定の支払共済金総額}$$

総支払限度 A. 風水害等 600億円 イ. 地震等 5,500億円

※ 大規模な台風や地震等が発生し、大規模災害に備えた準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、総代会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。

※ 2020年4月より地震等の総支払限度額を4,500億円から5,500億円に引き上げます。

注意喚起情報

◎ 共済金をお支払いできない場合(免責)

- (1) 共済契約者、共済の目的の所有者もしくは共済金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- (2) 風水害等、地震等または火災等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- (3) 共済の目的である家財(持ち出し家財を除く。)が共済の目的である家財を収容する建物外にある間に生じた風水害等、地震等または盗難
- (4) 家財の置き忘れもしくは紛失、または置引き、車上ねらい(搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいう。)、もしくはその他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
- (5) 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車(道路運送車両法第2条第3項で定めるものをいう。)の盗難
- (6) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。)
- (7) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同じ。)もしくは核燃料物質により汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (8) (7)以外の放射線照射または放射能汚染
- (9) (6)～(8)までの事由により発生した事故の延焼または拡大
- (10) 発生原因がいかなる場合でも、(6)から(8)までの事由による事故の延焼または拡大
- (11) (6)から(8)までの事由に伴う秩序の混乱
- (12) 地震等が発生してから10日を経過した後に生じた損害に対する地震等共済金、地震等特別共済金および附属建物等特別共済金
- (13) 共済契約関係者もしくは共済金受取人等またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失もしくは犯罪行為により生じた死亡および身体障害に対する傷害費用共済金
- (14) (6)から(11)までの事由が発生した場合に生じた死亡および身体障害に対する傷害費用共済金
- (15) 原因のいかなるかを問わず頸部症候群(むちうち症)または腰・背痛で他覚症状のない場合の傷害費用共済金

◎ 契約が無効となる場合

- (1) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、同法第3条第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、当該警戒宣言に係る地域内に所在する共済の目的について当該警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定にもとづく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日までの間に、申し込まれた共

済契約。ただし、更新契約または共済契約の中途変更において、基本契約共済金額の増額の申し出がされた場合には、その増額された部分の基本契約共済金額に対応する共済契約とする。

- (2)共済の目的が「加入できる建物または家財」の範囲外るとき
 - (3)共済契約の発効日において、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について70パーセント以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき
 - (4)加入できる範囲を超過して契約したときは、その超過した部分の共済金額に対応する共済契約
 - (5)付帯される火災共済契約の基本契約の口数をこえていたときは、そのこえた部分の口数に対応する共済契約
 - (6)共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされていたとき
- ※契約が無効となった場合、最高3年分を限度として払い込まれた掛金は全額または一部を契約者に払い戻します。

◎契約が解除となる場合

- (1)共済契約者が契約締結時において故意または重大な過失により質問事項に事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げたとき
 - (2)共済契約者が通知義務に関して故意または重大な過失により遅滞なく当該事実を通知しなかったとき
- ※契約が解除となったとき、解除日を基準に未経過共済期間分の共済掛金を規定にもとづき返還します。

◎解約について

地震風水害共済はいつでも解約できます。火災共済を解約せず、地震風水害共済だけでも解約をする事ができます。解約の手続き、解約の効力については、13頁（◎解約の手続きと解約の効力について）を参照してください。

◎契約の消滅について

共済の目的に以下の事実が発生した場合、その日をもって契約は消滅となります。

- (1)共済の目的が滅失したとき
- (2)共済の目的が解体したとき
- (3)共済の目的が譲渡されたとき

※上記(1)により消滅し共済金の支払いがされていない場合、または上記(2)(3)により消滅となった場合、消滅日を基準に未経過共済期間分の共済掛金を規定にもとづき返還いたします。

※上記(1)により契約が消滅し、共済金が支払われる場合、掛金の返還はいたしません。

※地震風水害共済の契約が消滅したときは、同時に加入している火災共済の契約も消滅となります。

◎地震保険料控除について

地震風水害共済は所得税（地震保険料）控除および住民税控除の対象となります。ただし対象となるのは掛金全額でなく、地震保障部分の掛金だけが控除の対象となります。

交通災害共済特有の項目

契約概要

◎ご契約の条件

交運共済組合員であればどなたでも加入できます。契約の対象は組合員とその配偶者・子・親、および組合員と同居の親族です。配偶者・子・親は同居・別居に関わらず契約できます。契約期間中に同居の親族が別居になった場合、契約満了までは有効です。

◎共済掛金

年額1口1,200円、月額1口100円。

「年払い」「半年払い」の途中契約は加入時期により金額が異なります。

◎交通事故の範囲について

交通事故とは日本国内外における交通事故で、次の範囲です。

- (1)運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関（自動車、自転車、電車、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター、リフトなど、およびこれらに積載されているものを含みます。以下同様）との衝突・接触等による事故
- (2)運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関との衝突・接触・火災・爆発等による事故
- (3)運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故
- (4)乗客（入場客を含みます）として、改札口を有する交通機関の乗降場構内（改札口の内側をさします）における被共済者の不慮の事故
- (5)道路（道路交通法第2条に定めるもの。日本国外においても同法で定める道路と同程度のものとします）を通行中の被共済者の次に掲げる不慮の事故
 - ①建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
 - ②崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ③火災または破裂・爆発
- (6)職域内での交通機関の交通によって生じた事故

◎共済金のお支払いについて

交通事故により傷害を被り、死亡・障害・入院・通院となったときに共済金をお支払いします。

※共済金額は9頁をご参照ください。

<死亡共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として事故の日を含め270日以内に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。

<障害共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として事故の日を含め270日以内に身体障害状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表」に定める等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。

<入院共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として事故の日を含め90日以内に開始した入院で連続して5日以上入院した場合、下記の計算により入院共済金（事故の日を含め270日以内で最大180日を限度）をお支払いします。

$$\text{入院共済金額} \times (\text{入院日数} - \text{免責4日}) = \text{入院共済金}$$

免責4日分は通院共済金をお支払いします。

※日本国外の入院は除きます。

<通院共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として事故の日を含め90日以内に開始した通院に対して、下記の計算により通院共済金（事故の日を含め270日以内で最大90日を限度）をお支払いします。

$$\text{通院共済金額} \times \text{通院日数} = \text{通院共済金}$$

※日本国外の通院は除きます。

◎交通事故証明書等について

事故の証明書類として、自動車安全運転センター発行の交通事故証明書、またはこれに代わるべき第三者の発行する交通事故を証明する書類が必要となります。また、前記の証明書等が取れない場合、

第三者の目撃証明書または示談書をもって交通事故の証明書とすることができます。

※ 示談書とは弁護士等の立ち会いのもとで作成されたものをいいます。

◎交通事故証明書等の特例と共済金の削減について

上記の交通事故証明書、または第三者の発行する交通事故を証明する書類が取れない場合、特例として交通事故報告書を提出する場合は、入院・通院共済金額単価の減額と支払日数の最高限度が制限されます。(通院共済金は通院日数5日以上が対象です)

◎共済金の受取人について

(1)共済金受取人は共済契約者です。

(2)加入者である共済契約者が死亡した場合、死亡共済金受取人は次に定めている順位となります。

- ①共済契約者の配偶者 ④共済契約者の孫
- ②共済契約者の子 ⑤共済契約者の祖父母
- ③共済契約者の父母 ⑥共済契約者の兄弟姉妹

※ 受取人が複数いるときは代表者を1名定めていただきます。

注意喚起情報

◎契約者の通知義務について

共済契約者は以下の場合必ず交運共済までご連絡ください。

- (1)他の交通災害保険、共済等に加入したとき
- (2)被共済者が交通事故等に遭い傷害を被ったときは、事故のあった日から30日以内に通知すること
※ 事故のあった日から30日以内に事故発生のご連絡がない場合、共済金を20%まで削減することがあります。

◎共済金をお支払いできない場合(免責)

- (1)共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失
- (2)被共済者の無免許運転、飲酒運転およびこれに同乗中のもの、または最高速度違反もしくは信号無視の運転
- (3)被共済者である親族が職業運転中または搭乗中の場合
※ 被共済者が試運転、訓練、競技・興行(練習を含む)のため運行中の交通機関に搭乗中に生じた事故を含む
- (4)地震、噴火、津波、洪水、暴風雨、その他これらに類する天災
- (5)戦争その他非常の出来事

◎多重事故による被共済者の契約口数制限および契約解除について

同一被共済者が一定期間内に複数の事故を起こし、共済金の支払いがされた場合、契約口数を制限させていただくことがあります。また、口数制限後さらに事故を起こし共済金の支払いがされた場合、共済契約の引受を拒否することがあります。

◎交通事故適用の特例としてのスポーツレクリエーションの扱いについて

交通事故の特例として、加盟組合主催またはJR会社・関連会社等と共催、あるいはJR会社・関連会社等が主催で加盟組合が共催しないスポーツレクリエーション行事中の事故において、一定の条件の下、共済事故として取り扱います。対象となる条件は下記の通りです。

- (1)加盟組合主催またはJR会社・関連会社等と共催のスポーツレクリエーション(身体的運動のあるもの)行事中に発生した事故により生じた、死亡・障害・入院・通院(5日以上)。
- (2)JR会社・関連会社等が主催で加盟組合が共催しないスポーツレクリエーション行事中に発生した事故により生じた、死亡・障害・入院・通院(5日以上)。ただし該当するスポーツレクリエーション行事は5種目に限ります。
野球・ソフトボール・フットサル(サッカーは除く)
バレーボール・スキー

(3)どのような状況であれ、アルコールを摂取している場合は対象外となります。

(4)上記(1)(2)にかかわらず、スポーツレクリエーション行事については、事前に交運共済の事業本部・支所・事業部まで所定の用紙による届出が必要です。事前に届出のないものは対象外となります。

(5)通院共済金は通算5日以上の場合に対象となります。

◎加入資格の特例

契約期間中に被共済者が別居により加入資格を喪失した場合、契約期間満了までご契約できます。

◎契約が無効となる場合

- (1)申込日において、被共済者がすでに死亡していたとき
- (2)被共済者1人についての共済金額が最高限度額を超えているときは、その超えている額
- (3)被共済者の範囲外の者と契約したとき
- (4)共済契約者の意思によらないで契約の申込みがされたとき
※ 契約が無効となった場合、払い込まれた掛金は最高3年分を限度として全額、または一部を共済契約者に払い戻します。

◎解約について

共済契約者は契約期間の途中で契約を任意に解約することができます。解約の手続き、解約の効力については、13頁(◎解約の手続きと解約の効力について)を参照してください。

◎消滅について

被共済者が契約期間中に死亡した場合、契約は消滅となります。交通事故以外の原因による死亡で契約が消滅し、死亡共済金が支払われていない場合、消滅日を基準に未経過共済期間分の共済掛金を規定にもとづき返還します。交通事故の原因による死亡で契約が消滅し、共済金が支払われる場合、掛金の返還はいたしません。

生命共済特有の項目

契約概要

◎ご契約・更新時の注意点について

● 加入時・更新時の注意点

- (1)新規加入はいつでも可能です。ただし、すでに退職している方および70歳以上の方は新規加入ができません。
- (2)健康状態により、加入できない場合や契約口数に制限を設ける場合があります。また、年齢により、加入限度口数が異なります。
- (3)ご契約期間の途中で口数を変更することはできません。口数を変更する場合は更新時(7月1日)のみとなります。
- (4)更新時に口数を増やす場合は、健康告知が必要となり、健康状態により増口できない場合があります。
- (5)70歳以上の方は、69歳の契約満了時の口数を限度にご契約いただけます。ただし、3口を限度とします。
- (6)70歳以上のご契約は限度口数内であっても増口できません。ただし、減口は可能です。

● 配偶者の加入・更新について

- (1)組合員本人がご契約されていない場合、配偶者のご契約はできません。ただし、組合員本人が健康状態により契約できない場合、配偶者のみのご契約は可能です。
- (2)組合員本人の契約満了、死亡および障害1級・2級が給付決定された場合、配偶者契約は5年間継続されていれば、79歳まで継続加入いただけます。
- (3)更新時に離婚等により、資格喪失している場合は更新できません。

●退職後の利用について

- (1) 退職時から過去5年間、継続して加入いただいていた場合は、退職後も引き続きご契約いただけます。
- (2) 退職後に新規で加入することはできません。ただし、組合員本人がすでに加入している場合、配偶者は新規で加入いただけます。

◎健康告知について

・〈ご契約できない方〉

下記(1)～(3)のいずれかに該当する方は、新規契約または増口ができません。

- (1) <別表>「指定する病気」に、現在かかっている方および治癒して3年以内の方
 - (2) <別表>「指定する病気」以外の傷病で、現在入院中または休業中の方
 - (3) 過去1年間に、傷病による入院・休業が通算して30日以上の方
- ### ・〈無条件でご契約いただける方〉

下記(1)～(3)のすべてに該当する方は、無条件で新規契約または更新時に増口ができます。

- (1) ご契約時点で、入院・休業していない方
- (2) 過去5年間に、<別表>「指定する病気」にかかったことがない方
- (3) 過去3年間に、<別表>「指定する病気」以外の傷病にかかったことがない方

※1年間に4日以内の入院・休業であれば、無条件でご契約いただけます。

※配偶者で無職の方は、家事労働不能をもって休業とみなします。

※契約申し込み以降、契約締結時(初めての共済契約の効力発生日。以下同様)までに、上記〈ご契約できない方〉の(1)～(3)のいずれかに該当した場合、契約は無効となります。

・〈条件付(健康告知付)でご契約いただける方〉

下記(1)～(4)のいずれかに該当する方は、申込書に現症あるいは既往症の告知をすると、条件付(健康告知付)で最高4口までご契約いただけます。

- (1) ご契約時点で、<別表>「指定する病気」以外の傷病で医師の治療(通院や薬の常用)を受けている方
- (2) 過去1年間に、<別表>「指定する病気」以外の傷病で入院または休業が5日以上30日未満の方
- (3) <別表>「指定する病気」以外の傷病にかかり、治癒して1年以上3年未満の方(治癒して3年以上たっている方は、無条件で加入できます。)

※上記(3)の条件は、30日以上入院または休業をした方が対象です。

- (4) <別表>「指定する病気」にかかったことがあり、治癒して3年以上5年未満の方。(5年以上たっている方は、無条件で加入できます。)

※契約申し込み以降、効力発生時までに上記(1)～(4)のいずれかに該当した場合、条件付(健康告知付)で4口以内のご契約となります。

※ご契約に際し、医師による資格審査はありません。上記の条件については、契約後、告知内容と事実が異なっていた場合は、無資格とさせていただきます。

<別表>「指定する病気」については、10頁をご参照ください。

◎共済掛金

年齢に応じた男女別年齢群団掛金です。ただし、70歳以上は1歳刻みの掛金体系です。

掛金表は11頁をご参照ください。

◎共済金のお支払いについて

契約している組合員本人あるいは配偶者が死亡、障害(1級～4級)となったとき共済金をお支払いします。

※共済期間中に障害共済金が支払われた場合は、共済金額からその

障害共済金を支払った金額を差し引いた残額が残りの共済期間に對する共済金額となります(残存共済金)。

◎共済金の受取人について

(1) 共済金の受取人は、以下の順位となります。

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 共済契約者 | ⑤ 共済契約者の孫 |
| ② 共済契約者の配偶者 | ⑥ 共済契約者の祖父母 |
| ③ 共済契約者の子 | ⑦ 共済契約者の兄弟姉妹 |
| ④ 共済契約者の父母 | |

※受取人が複数いるときは代表者を1名定めていただきます。

注意喚起情報

◎契約が無効となる場合

- (1) 共済契約の発効日または契約更新日において、被共済者がすでに死亡していたとき
- (2) 被共済者が共済契約の発効日または契約更新日において、契約で定める年齢を超えている場合
- (3) 被共済者が共済契約の締結時もしくは共済更新日において、健康でかつ正常に日常生活を営んでいない場合
※ただし、前年の契約内容をそのまま継続する場合はこの限りではありません。

- (4) 被共済者1人についての契約口数・共済金額が最高限度を超えているときは、その超えている口数・金額

※契約が無効となった場合、最高3年分を限度として払い込まれた掛金は全額または一部を契約者に払い戻します。ただし、上記(4)の場合は最高限度を超えている部分の共済掛金を払い戻します。

◎契約が解除となる場合

共済契約者が共済締結時において故意または重大な過失により告知事項について事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げたとき

※契約が解除となったとき、解除日を基準に未経過共済期間分の共済掛金を規定にもとづき返還します。

◎解約について

共済契約者は契約期間の途中で契約を任意に解約することができます。解約の手続き、解約の効力については、13頁(◎解約の手続きと解約の効力について)を参照してください。離婚により被共済者の資格を喪失したときは、資格を喪失した日をもって解約となります。解約返還金の未経過部分については共済掛金を規定にもとづき返還いたします。

◎契約の消滅について

次の事実が発生した場合、契約は消滅となります。

- (1) 被共済者が死亡したとき
- (2) 被共済者が規約に定める「身体障害等級表」の障害1級もしくは2級に該当したとき
- (3) 残存共済金が共済金額の5分の2未満となったとき

※上記(1)(2)(3)により消滅となり、共済金の支払いがされていない場合は消滅日を基準に未経過共済期間分の共済掛金を規定にもとづき返還いたします。

※上記(1)(2)(3)により契約が消滅し、共済金が支払われる場合は掛金の返還はいたしません。

◎共済金をお支払いできない場合(免責)

- (1) 共済事由の発生が共済金受取人または被共済者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 共済金受取人または被共済者の犯罪行為によって共済事由が発生し、この組合が共済金の支払いを適当でないと認めたとき
- (3) 戦争、その他の変乱によるとき

- (4) 共済契約の発効日より前に発生していた傷病により、共済契約の発効日より1年以内に共済事由が発生したとき
- (5) 健康告知の条件付で共済契約した被共済者が、その傷病と因果関係のある病気が原因で、共済契約の発効日より1年以内に共済事由が発生したとき
- (6) 共済契約の発効日すでに身体障害状態にある場合、その障害による共済事由が発生したとき
- (7) 新生物(ガン)以外で健康告知の条件付で共済契約した被共済者が、共済の発効日から3年以内に新生物(ガン)により死亡したとき

◎共済金が削減される場合

不慮の事故を除き、以下の場合共済金額が削減されます。

- (1) 共済契約発効日より90日以内に共済事由が発生したときは、共済金額の100分の20を支払います。

- (2) 共済契約発効日より180日以内に共済事由が発生したときは、共済金額の100分の30を支払います。
- (3) 共済契約発効日より1年以内に共済事由が発生したときは、共済金額の100分の50を支払います。
- (4) 共済契約発効日より前に発生していた傷病により、共済契約発効日より1年を超えて2年以内に共済事由が発生したときは、共済金額の100分の50を支払います。
- (5) 地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、総代会の議決を経て共済金の分割払い、支払いの繰り延べ、または削減が行われることがあります。

◎生命保険料控除について

生命共済は所得税(生命保険料)控除の対象となります。

3 保障制度(共済セット加入)の重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)

●この書面では、共済セット加入に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

●ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレット等をご参照ください。なお、主な約款はご契約のしおりに掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

<共済セット加入の名称の使用について>

パンフレット等では、組合員の方がわかりやすい様に保険商品名称等を以下のとおり記載しています。

保険商品名称等	パンフレット等記載名称
類焼損害費用保険	類焼損害保障
個人賠償責任保険	個人賠償保障
借家人賠償責任保険	借家人賠償保障
支払限度額	最高保障額
保険料	掛金

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 団体契約の仕組み

この団体契約は、全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合(以下「交運共済」といいます。)が保険契約者となり、交運共済の組合員を加入対象者とする保険契約で、火災共済とセットでご加入いただけます。ご加入者をご負担される保険料については、交運共済がとりまとめ、交運共済からまとめて保険会社にお支払いいただくこととなります。

(2) 被保険者の範囲 **契約概要**

保険の種類によって保険の補償を受けられる方の範囲が異なります。

保険種類	被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲
類焼損害費用保険	・類焼した住宅や家財の所有者

個人賠償責任保険	・加入組合員本人 ・加入組合員の配偶者 ・加入組合員またはその配偶者の同居の親族 ・加入組合員またはその配偶者の別居の未婚の子 ・上記の方が責任無能力者である場合には、その方のおこした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその方を監督する者(親族に限りです。)
借家人賠償責任保険	・ご加入の組合員 ・上記の方が責任無能力者である場合には、その方のおこした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその方を監督する者(親族に限りです。)

(3) 補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

主なものを記載しています。詳細はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認いただくか、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

保険種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
類焼損害費用保険	火災共済の対象となる建物または家財から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合に類焼損害保険金をお支払いします。	・組合員または組合員と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意 ・煙損害または臭気付着の損害など
個人賠償責任保険	日常生活に起因する偶然な事故またはご加入組合員本人が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。	・被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任(被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象となります。) ・航空機、車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任など
借家人賠償責任保険	被保険者が借用する戸室が、被保険者の責めに帰すべき偶然な事故により損壊したことによって、被保険者が借用戸室の貸主(家主)に対し、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。	・被保険者またはその者の法定代理人の故意に起因する賠償責任 ・被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する賠償責任など

借家人賠償責任保険「修理費用補償特約」	被保険者が借用する戸室が偶然な事故により損壊し、被保険者が賃貸借契約に基づいて自己のご負担で修理した場合の修理費用に対して保険金をお支払いします。	・被保険者、借用戸室の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反など
---------------------	---	--

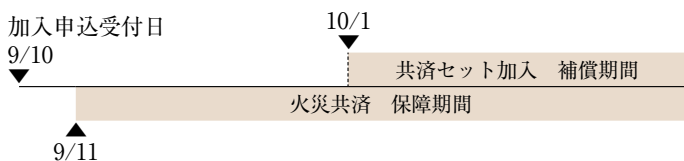
(4) 保険金額の設定 **契約概要**

お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレット等でご確認ください。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- ①この保険の保険期間は、7月1日から1年間です。保険期間の途中でご加入される場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日時までとなります。ご加入日については、お申込みをいただいた日の翌月1日午前0時からとなります。ただし、保険料をいただいていることが条件となります。共済セット加入の補償開始日と火災共済の保障開始日は異なりますのでご注意ください。

＜共済セット加入の補償期間の例＞



また、特段のお申し出をされない限り、毎年自動的に継続されます。

保険種類	開始日時	終了日時
類焼損害費用保険	7月1日午前0時	6月30日午後12時
個人賠償責任保険	7月1日午前0時 (継続加入者の場合は、 7月1日午後4時)	7月1日午後4時
借家人賠償責任保険		

- ②共済セット加入の保険は火災共済とセットでご加入いただくことになっています。したがって、火災共済を解約される場合は、共済セット加入の保険も解約となります。

(6) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は保険種類、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はパンフレット等でご確認ください。

(7) 保険料の払込み方法等 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込み方法は、全額を一括して払い込む年払いと12回に分けて払い込む月払いとがあります。実際にご加入いただくお客さまの保険料払込方法や交運共済における保険料のとりまとめ方法についてはパンフレット等でご確認ください。

(8) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務(契約(加入)申込書の記載上の注意事項) **注意喚起情報**

ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきますことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

＜類焼損害費用保険、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険 共通＞

○他の同種の保険契約

＜類焼損害費用保険、借家人賠償責任保険＞

○火災共済の目的の所在地

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

この制度でお申込みいただく契約については保険期間(保険のご契約期間)が1年以内のため、クーリングオフの対象とはなりません。

ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

3. ご加入後における留意事項

(1) 通知義務等 **注意喚起情報**

ご加入後に告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。ご通知がないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。この保険では次の項目がご通知いただく事項(通知事項)となりますので、ご注意ください。

＜類焼損害費用保険、借家人賠償責任保険＞

○火災共済の目的の所在地

(2) 脱退時の返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

団体契約から脱退される場合は、パンフレット等に記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等は下表のとおり補償されます。

対象の保険	補償割合
ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人)またはマンション管理組合である保険	100%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金)
	80%(上記以外の保険金および解約返れい金など)

(2) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災およびグループ各社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。

<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

(3) 補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

下表の保険のご加入にあたっては、「同様の補償を行う他の保険契

約（共済契約を含みます。）、特約」が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（注）

（注）1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主なご契約＞

ご契約いただく補償の種類	補償の重複が生じる他の保険契約の例
類焼損害費用保険	火災保険などに付帯される類焼損害特約
個人賠償責任保険	傷害保険、火災保険などに付帯される個人賠償責任補償特約、日常生活賠償責任補償特約
借家人賠償責任保険	傷害保険、火災保険などに付帯される借家人賠償責任補償特約
借家人賠償責任保険「修理費用補償特約」	傷害保険、火災保険などに付帯される修理費用補償特約

（4）重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

（5）ご加入の継続について

保険金請求状況によっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

（6）事故が起こった場合

- ① 事故が起こった場合は、ただちにパンフレット等に記載の連絡先までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。
- ② 賠償事故にかかわる示談交渉は必ず共栄火災とご相談いただきながらおすすめてください。
- ③ 保険金のご請求にあたっては、共栄火災が求める損害または傷害の程度を証明する書類および保険金の支払時期を確定するための書類をご提出していただきます。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。
- ④ 保険金請求権については、法律で定められた時効（3年）がありますのでご注意ください。

（7）賠償責任保険の保険金のお支払いについて

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

＜指定紛争解決機関＞ 注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808（ナビダイヤル＝通話料有料）

【受付時間】 平日 午前9：15～午後5：00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

ご加入内容の確認事項

～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、契約（加入）申込書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

1. ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。

- ☐ 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
- ☐ 補償内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
- ☐ ご契約金額（支払限度額）
- ☐ ご加入期間（保険期間）の範囲
- ☐ 保険料・お支払方法（払込方法）
- ☐ 被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲

2. 契約（加入）申込書に記載された「氏名」「住所」等に誤りがないかご確認ください。
3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

お申し込んだ後は...

●ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください

《代理請求制度について》

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

共済セット加入のお問い合わせは

＜取扱代理店＞

株式会社ななほサポート

〒166-0012 東京都杉並区和田3-1-19 3F

TEL 03-5305-6730

＜引受保険会社＞

共栄火災海上保険株式会社 団体組織開発部 営業課

〒105-8604 東京都港区新橋1丁目18番6号

TEL 03-3504-2898